

新	旧	備考
貿易一般保険包括保険（2年未満案件）の引受基準について 〔 日本機械輸出組合 日本鉄道システム輸出組合 日本船舶輸出組合 〕 平成29年4月1日 17 - 制度 - 00079 沿革 <u>平成30年2月26日</u> 一部改正 この規程は、貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書、貿易一般保険包括保険（鉄道システム）特約書又は貿易一般保険包括保険（船舶）特約書（以下「船舶特約書」という。また、以下三者を総称して「設備財特約書」という。）により、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した者との保険契約に適用されるものであり、設備財特約書第4条（附帯別表第3）の保険契約締結の制限及び第6条（附帯別表第6）の内容変更等並びに保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。ただし、設備財特約書第1条に定める対象契約のうち2年未満案件（「別紙1 2年未満案件の解釈等」1に該当する対象契約をいう。以下同じ。）に限り適用するものとする。 記	貿易一般保険包括保険（2年未満案件）の引受基準について 〔 日本機械輸出組合 日本鉄道システム輸出組合 日本船舶輸出組合 〕 平成29年4月1日 17 - 制度 - 00079 沿革 <u>平成29年12月7日</u> 一部改正 この規程は、貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書、貿易一般保険包括保険（鉄道システム）特約書又は貿易一般保険包括保険（船舶）特約書（以下「船舶特約書」という。また、以下三者を総称して「設備財特約書」という。）により、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した者との保険契約に適用されるものであり、設備財特約書第4条（附帯別表第3）の保険契約締結の制限及び第6条（附帯別表第6）の内容変更等並びに保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。ただし、設備財特約書第1条に定める対象契約のうち2年未満案件（「別紙1 2年未満案件の解釈等」1に該当する対象契約をいう。以下同じ。）に限り適用するものとする。 記	
1 基本的引受基準 (1)～(10) (略) (11) 設備財特約書附帯別表第6第1項に規定する「<u>保険契約の申込み</u>	1 基本的引受基準 (1)～(10) (略) (11) <u>次のいずれかに該当する対象契約は、設備財特約書第1条の規定及びこの規程にかかわらず、保険契約の申込みを要しない。ただし、当該対象契約について、輸出者等が保険契約の締結を希望する場合は、設備財特約書及びこの規程に従い保険契約を締結する。</u> ① <u>契約金額の全部又は一部が「別紙3 政府開発援助契約等」の1（1）（決済方式を問わない。）又は2に該当する対象契約</u> ② <u>契約金額の全部が、前受金により支払を受ける対象契約。ただし、船舶特約書の対象となる対象契約にあつては、前受金により一括で支払を受ける対象契約</u> (12) 設備財特約書附帯別表第6第1項に規定する「保険申込みを要す	

新	旧	備考
を要すると定めているもの」とは、契約金額が500億円を超える対象契約のうち(5)①に該当するもの及び2 国別引受制限の(1)③ - 1 又は③ - 2の条件に該当する対象契約とする。 <u>(12) 設備財特約書附帯別表第6第3項に規定する「輸出者等が保険契約の締結を希望しない限り保険契約の申込みを要しない」と定めているもの」とは、次のいずれかに該当する対象契約とする。</u> <u>① 契約金額の全部又は一部が「別紙3 政府開発援助契約等」1 (1)（決済方式を問わない。）又は2に該当する対象契約</u> <u>② 契約金額の全部が、前受金により支払を受ける対象契約。ただし、船舶特約書の対象となる対象契約にあっては、前受金により一括で支払を受ける対象契約</u> (13)～(14) (略)	ると定めているもの」とは、契約金額が500億円を超える対象契約のうち(5)①に該当するもの及び2 国別引受制限の(1)③ - 1 又は③ - 2の条件に該当する対象契約とする。 (13)～(14) (略)	
2 (略) 附 則 [抄] 附 則 <u>〔平成30年2月26日〕</u> この改正は、<u>平成30年4月1日</u>から実施する。	2 (略) 附 則 [抄] 附 則 <u>〔平成29年12月7日〕</u> この改正は、<u>平成29年12月14日</u>から実施する。	
[別紙1]～[別紙6] (略)	[別紙1]～[別紙6] (略)	
[別表] (略)	[別表] (略)	